# 地方独立行政法人大阪府立病院機構 平成27事業年度の業務実績に関する評価結果

平成28年8月

大阪府地方独立行政法人

大阪府立病院機構評価委員会

1 地方独立行政法人大阪府立病院機構の年度評価の考え方

1ページ

2 全体評価

2ページ

- (1) 評価結果と判断理由
  - <全体評価にあたって考慮した事項>
    - ① 法人の基本的な目標
    - ② 平成27年度における重点的な取組み
    - ③ 特筆すべき取組み
- (2) 評価にあたっての意見、指摘等
- 3 大項目評価
  - 3-1 「府民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関する大項目評価 4ページ
    - (1) 評価結果と判断理由
      - <小項目評価の集計結果>
      - <小項目評価にあたって考慮した事項>
        - ① 特筆すべき小項目評価
    - (2) 評価にあたっての意見、指摘等
  - 3-2 「業務運営の改善及び効率化」に関する大項目評価

**7ページ** 

- (1) 評価結果と判断理由
  - <小項目評価の集計結果>
  - <小項目評価にあたって考慮した事項>
    - ① 特筆すべき小項目評価
- (2) 評価にあたっての意見、指摘等

# 1 地方独立行政法人大阪府立病院機構の年度評価の考え方

〇 地方独立行政法人大阪府立病院機構(平成 18年4月1日設立、以下「法人」という)について、本評価委員会は、「地方独立行政法人大阪府立病院機構にかかる年度評価の考え方について」に基づき、次のとおり平成27事業年度の業務の実績に関する評価を行った。

## <評価の基本方針>

年度計画及び中期計画の進捗状況等を評価し、組織・業務等に関する改善すべき点等を明らかにすることにより、組織の効率化や医療サービスの向上など、法人運営の質的向上や病院改革の推進に資することとする。

#### <評価の方法>

年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。

「項目別評価」では、法人による自己評価をもとに、業務実績に関する事実確認、法人からのヒアリングなどを通じて、年度計画に照らして進捗状況を確認するとともに、法人の自己評価の妥当性の検証と評価を行う。

「全体評価」では、「項目別評価」の結果等を踏まえつつ、中期計画等の進捗状況について 総合的な評価を行う。

#### <項目別評価の具体的方法>

項目別評価は、①法人による自己評価、②評価委員会による小項目評価、③評価委員会による大項目評価の手順で行う。

①法人による自己評価

年度計画の小項目ごとに I ~ V の5段階で自己評価を行う。

②評価委員会による小項目評価

法人の自己評価及び目標設定の妥当性などを総合的に検証し、年度計画の小項目ごとに I ~ V の 5 段階による評価を行う。

③評価委員会による大項目評価

評価委員会における小項目評価の結果、特筆すべき事項の記載内容等を考慮し、大項目 ごとの進捗状況について、S・A~Dの5段階による評価を行う。

#### <全体評価の具体的方法>

評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について評価を行う。

## 2 全体評価

## (1) 評価結果と判断理由

- 平成27年度の業務実績に関する評価については、4ページ以降に示すように、 「府民に提供するサービスその他の業務の質の向上」及び「業務運営の改善及び効率化」 の2つの大項目評価について、A評価(「計画どおり」)が妥当であると判断した。
- 特に、以下のような取組みを評価した。
  - ①各病院が医療施策の実施、診療機能の充実・強化を図るとともに、優れた人材の確保に 努め、診療機能充実のための基盤づくりを推進した。
  - ②各病院において、地域医療機関との連携強化により新入院患者の確保に努めるとともに、新たな施設基準の取得等により、全病院において医業収益が前年度実績を上回った。
  - ③新薬開発への貢献や治療の効果及び安全性を高めるため、各病院で積極的に治験を実施した。
- 以上の大項目評価等の結果に加え、法人の基本的な目標、平成27年度における重点的 な取組みなどを総合的に考慮し、平成27年度の業務実績については、「全体として年度 計画及び中期計画のとおり進捗している」とした。

なお、法人の取組みを俯瞰して、本評価委員会として、次の意見を付記する。

法人設立から10年が経過し、行動目標自体が前年度を踏襲した継続的な設定となって おり、時代の変化に対応した具体的なものとなっていないものも見受けられた。行動目標 の設定にあたっては、各病院の特性や個別性を踏まえた取組が充実できるよう工夫された い。

府民に提供するサービスその他の業務の 質の向上 (4ページ)	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C やや遅れてい る	D 重大な改善事 項あり
業務運営の改善及び	S	А	В	С	D
効率化 (7ページ)	特筆すべき 進捗状況	計画どおり	おおむね計画 どおり	やや遅れてい る	重大な改善事 項あり

法人の基本的な目標、平成27年度における重点的な取組み等を 総合的と考慮して・・・

## <全体評価の評価結果>

「全体として年度計画及び中期計画のとおり進捗している」

#### <全体評価にあたって考慮した事項>

#### ①法人の基本的な目標

法人の基本的な目標について、次のとおり確認した。

『今日、高齢化の進展や疾病構造の変化などに伴い、府民の医療ニーズが高度化・多様化する中で、各病院は、他の医療機関との役割分担と連携のもと高度専門医療の提供や府域の医療 水準の向上など、求められる役割を果たしていく必要がある。

第 1 期中期目標期間においては、機構の基本理念のもと、公的病院として果たすべき役割を明確化し、高度専門医療の提供や地域連携の強化、さらには患者満足度の向上などに一定の成果を得るとともに、地方独立行政法人化や5病院一体運営のメリットを活かすことにより、経営改善に取組んだ結果、不良債務の解消を図ることができた。

第2期中期目標期間では、日本の医療をリードする病院を目指し、府の医療政策として求められる高度専門医療を提供しつつ、新しい治療法の開発や府域における医療水準の向上を図るとともに、これらの病院活動を担う優秀な人材の確保や組織体制の強化及び施設整備を戦略的に進めていく。』

## ②平成 27 年度における重点的な取組み

平成27年度は、患者・府民の医療ニーズに対応するため、高度医療機器の導入や、優れた 人材の確保・育成など診療機能充実のための基盤づくりを推進するとともに、治験・臨床研究 の推進にも積極的に取り組んだ。

また、法人を取り巻く環境が著しく変化する中、各病院が自らの特性や実情を踏まえ、自律性を発揮し、機動的に病院運営を進めることを基本としつつ、患者サービスの向上など本部事務局と各病院での一体的な取組や各病院の課題解決についての取組を進めた。

#### ③特筆すべき取組み

- 各病院の役割を踏まえた医療政策の着実な実施と診療機能の充実に努めた。
- ・診療機能充実のための基盤づくりとして、優れた医療スタッフの確保及び育成に努めた。
- ・業務運営の改善及び効率化のため、逐次、各病院の経営状況の整理・分析により現状・課題を把握するとともに、新入院患者の確保や診療単価の向上に努めるなど、前年度を上回る医業収益を確保した。
- 新薬開発への貢献や治療の効果及び安全性を高めるため、各病院で積極的に治験を実施した。

# (2) 評価にあたっての意見、指摘等

- 行動目標の設定にあたっては、各病院の特性や個別性を踏まえた取組が充実できるよう工夫されたい。
- 年度計画における行動目標については、可能な限り数値で設定してほしい。

# 3 大項目評価

## 3-1 「府民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関する大項目評価

#### (1) 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A評価(「計画どおり」進捗している)となる。
- 各病院における診療機能の充実・強化として、急性期・総合医療センターでは、専従医を配置した救急初期診療センター(ER部)を設置し、救急車搬入患者数・入院患者数も増加。

呼吸器・アレルギー医療センターにおいては、重篤な患者への高度な医療等の提供のために ICU、HCU(高度治療室)を増床するとともに、周産期医療の充実のため、NICU(新生児 特定集中治療室)を設置。

成人病センターにおいて、放射線の照射時間の短縮を図ることのできる VMAT (容積強度変調回転照射治療) を活用した放射線治療を提供。

- 母子保健総合医療センターにおいて、小児専門病院による日本初の小児緩和ケアガイドブックである「小児緩和ケアガイド」を平成 27 年 12 月に発行。
- 精神医療センターにおいて、枚方市域における未受診者・治療中断者に対するアウトリーチ 活動のノウハウを北河内圏域全体に拡大する取組みを実施。
- 急性期・総合医療センターは、基幹災害医療センターとして、大阪府・市防災訓練の際、初の試みとして、二次救急告示病院の南堺病院及び南港病院に職員を派遣し、センターの訓練と同期した院内訓練を指導。
- 新薬開発への貢献や治療の効果及び安全性を高めるため、各病院で積極的に治験を実施。
- これらの点から、大項目評価としては、A 評価(「計画どおり」進捗している)が妥当であると判断した。

大項目	S	Α	В	С	D
評価結果	特筆すべき 進捗状況	計画どおり	おおむね計画 どおり	やや遅れてい る	重大な改善 事項あり

## <小項目評価の集計結果>

22 項目すべてが小項目評価のII以上に該当していることから、小項目評価の集計では、A 評価(「計画どおり」 進捗している)となる。

		V	IV	${\mathbb H}$	${\mathbb I}$	I
	評価の対象 項目数	年度計画を 大幅に上回 って実施し ている	年度計画を 上回って 実施してい る	年度計画を 順調に実施 している	年度計画を 十分に実施 できていな い	年度計画を 大幅に下回 っている
高度専門医療の提供 及び医療水準の向上	17	0	1	16	0	0
患者・府民の満足度 向上	5	0	0	5	0	0
合計	22	0	1	21	0	0

#### <小項目評価にあたって考慮した事項>

- ① 特筆すべき小項目評価(( )は小項目評価の番号)
  - (1)急性期·総合医療センターにおける医療施策の実施及び診療機能の充実【IV】 基幹災害医療センターとして、大阪府・市防災訓練の際、初の試みとして、二次救急

告示病院の南堺病院及び南港病院に職員を派遣し、センターの訓練と同期した院内訓練を指導。

平成27年4月より救急初期診療センター(ER部)を設置して専従医を配置。その結果、ホットライン搬送依頼件数が増え、救急車搬入患者数・入院患者数も増加。

地域がん診療連携拠点病院として、高度専門医療を推進するため、安全で低侵襲な手 術用ロボット「ダヴィンチ」の活用を推進。

これらの取組み実績を踏まえ、基幹災害医療センターとしての取組み、高度専門医療の推進、ER部の設置による効率的な患者受入れ体制の構築など、年度計画の項目を着実に達成したことについて、IV評価とした法人の自己評価を妥当と判断。

## (2) 呼吸器・アレルギー医療センターにおける医療施策の実施及び診療機能の充実【Ⅲ】

地元消防本部(柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部)に働きかけて、平成27年7月から重症である呼吸器疾患の時間内救急患者受入れを開始。平成27年10月より、富田林や松原、河内長野消防からも受入れを開始。

重篤な患者に対して、より高度な医療と看護の提供のため、ICU、HCU(高度治療室)を6床から16床へ増床。また、周産期医療の充実のため、平成27年4月にNICU(新生児特定集中治療室)を設置。

平成27年度より保険適用となった新たな気管支喘息治療である気管支サーモプラスティ治療を開始。

これらの取組み実績を踏まえ、重症な患者の受入れなど公的病院として高度専門医療を提供するという役割を着実に実施するとともに、地域の医療ニーズにも応えたことなどを考慮し、II評価とした法人の自己評価を妥当と判断。

## (3) 精神医療センターにおける医療施策の実施及び診療機能の充実【Ⅲ】

府から「未受診者へのアウトリーチ支援ネットワークモデル事業」を受託し、枚方市域における未受診者・治療中断者に対するアウトリーチ活動のノウハウを北河内圏域全体に拡大する取組みを実施。

また、精神発達障がい圏の患児の受入れを進めるとともに、「子どもの心の診療ネットワーク事業」を推進し、子どもの心の問題、発達障がい、児童虐待について普及啓発を図るなど、役割に応じた医療施策の着実な実施に努めた点を評価し、Ⅲ評価とした法人の自己評価を妥当と判断。

#### (4) 成人病センターにおける医療施策の実施及び診療機能の充実【Ⅲ】

患者一人一人の症例に最適な治療法を選択し集学的な治療に取組み、特に、ESD(内 視鏡的粘膜下層剥離術)及びEMR(内視鏡的粘膜切除術)については、前年度実績よ りも大幅に件数が増加。

放射線治療については、IMRT(強度変調放射線治療)の一種で放射線の照射時間の 短縮を図ることのできる VMAT(容積強度変調回転照射治療)を活用。特に放射線治療件数における IMRT 件数は目標・前年度ともに増加。

難治性がん・希少がん等に対する内視鏡手術や外来化学療法、放射線治療など、患者

の病態に合った集学的治療を実施。放射線治療について、VMAT に移行することで治療の高速化、高機能化を図ることで治療件数を増加させるなど、Ⅲ評価とした法人の自己評価を妥当と判断。

## (5) 母子保健総合医療センターにおける医療施策の実施及び診療機能の充実【Ⅲ】

総合周産期母子医療センターとして、新生児や胎児に対する手術などの高度専門医療を提供。また、産婦人科診療相互援助システム(OGCS)、新生児診療相互援助システム(NMCS)の基幹病院として、重症妊婦・病的新生児の緊急搬送を積極的に受入れるなど、安定的な周産期医療体制の確保に努めた。

緩和ケアサービスのさらなる充実を図るため、「緩和ケアガイドライン」の作成を行い、 小児専門病院による日本初の小児緩和ケアガイドブックである「小児緩和ケアガイド」を 平成 27 年 12 月に発行。

これらの取組み実績を踏まえ、項目を着実に達成したことについて、Ⅲ評価とした法人の自己評価を妥当と判断。

#### (8)治験の推進【Ⅲ】

各病院の治験実施状況については、新薬開発への貢献や治療の効果及び安全性を高める ため、積極的に治験を実施し、年度計画の項目を達成したとして、Ⅲ評価とする法人の自 己評価を妥当と判断。

#### (10)優れた医療スタッフの確保及び育成【Ⅲ】

育児のための短時間勤務制度など、医師の就労環境の向上のための取組みを引き続き推進するとともに、大学病院等への働きかけや、ホームページにおける公募や病院見学会の実施、レジナビフェアへの参加及びホームページ等に研修プログラム内容を掲載など、採用 PR 等の工夫・強化をしていることから、Ⅲ評価とする法人の自己評価を妥当と判断。

## (20) 外来待ち時間の対応【Ⅱ】

急性期・総合医療センターにおいては、5分単位で診察予約を入れる「ピンポイント予約システム」を引き続き実施するなど、各病院において患者待ち時間の軽減を図るなど、 年度計画の項目を着実に達成したとして、II評価とする法人の自己評価を妥当と判断。

#### (2) 評価にあたっての意見、指摘等

- 今後は研究成果も評価していくことを考えられたい。
- 医療の安全面から職員のワークライフバランスが重要と考える。職員の安定確保という 観点からも、男女問わず職員が育児・介護をしやすい職場を目標に考えたらどうか。
- 医師からのインシデント報告件数をみる限り、施設ごとの取組内容が異なるようにも見受けられることから、各施設で必要なインシデント報告に対する意識の向上や取組の充実など、さらなる医療安全管理の推進を図る必要がある。
- クリニカルパスについては、今後は種類を増やすだけでなく、適正かつ効率的に運用する ため、定期的に見直すことが重要と考えられる。
- 年度ごとの待ち時間の目標設定について、検討すべきではないか。

# 3-2 「業務運営の改善及び効率化」に関する大項目評価

## (1) 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A評価(「計画どおり」進捗している)となる。
- 医業収益は前年度と比較して増加。併せて医業費用も増加しているものの、法人全体での経 常収支比率、医業収支比率は目標・前年度を上回る結果となっている。

また、診療報酬精度調査を実施し、その結果に基づき、内容を分析して、各病院において報告会を実施するとともに、各病院の精度調査結果を5病院間で共有化するなど、収益増加に向けた取組みや、SPDの活用による材料費縮減などの経費節減の取組みを着実に進めている。

○ これらの点から、大項目評価としては、A 評価(「計画どおり」進捗している)が妥当であると判断した。

大項目	S	А	В	O	D	
評価結果	特筆すべき 進捗状況	計画どおり	おおむね計画 どおり	やや遅れてい る	重大な改善 事項あり	

#### <小項目評価の集計結果>

9 項目すべてが小項目評価のⅢに該当していることから、小項目評価の集計では、A 評価(「計画どおり」 進捗している) となる。

	評価の対象 項目数	V 年度計画を 大幅に上回 って実施し ている	IV 年度計画を 上回って 実施してい る	Ⅲ 年度計画を 順調に実施 している	Ⅱ 年度計画を 十分に実施 できていな い	I 年度計画を 大幅に下回 っている
組織体制の確立	3	0	О	3	0	0
経営基盤の安定化	6	0	0	6	0	0
合計	9	0	0	9	0	0

#### <小項目評価にあたって考慮した事項>

- ① 特筆すべき小項目評価(( )は小項目評価の番号)
  - (23)組織マネジメントの強化【Ⅲ】

理事会や経営会議をはじめとした各種会議を通じ、法人全体で医療面や経営面における課題の洗い出し・改善に努めるとともに、理事長のリーダーシップのもと柔軟な組織運営に努めるなど、年度計画の項目を着実に達成したことについて、Ⅲ評価とする法人の自己評価を妥当と判断。

## (24) 診療体制の強化及び人員配置の弾力化【Ⅲ】

効率的・効果的に医療機能を発揮するため、医師・医療技術職の兼務による協力体制・研修体制を継続するとともに、各部門の生産性や収益性を踏まえ、診療科の新設や組織体制の再編を行い、診療体制を強化するなど、年度計画の項目を着実に達成したことについて、II評価とする法人の自己評価を妥当と判断。

#### (26) 効率的・効果的な業務運営・業務プロセスの改善【Ⅲ】

医業収益は前年度と比較して増加。併せて医業費用も増加しているものの、法人全体での経常収支比率、医業収支比率は目標・前年度上回る結果となっていることから、Ⅲ評価とする法人の自己評価を妥当と判断。

## (27) 収入の確保【Ⅲ】

各病院における患者確保の取組や診療単価の向上のための取組が、前年度より医業収益の増加につながったことから、II評価とする法人の自己評価を妥当と判断。

## (28) 未収金対策及び資産の活用【Ⅲ】

未収金の発生を未然に防止するため、各病院においては、入院時の概算費用の提示や高額療養費制度の説明等を実施。

滞納となっている未収金については、請求書の再発送や電話による督促を行うとともに、 個々の状況を踏まえながら、弁護士法人への債権回収委託も実施するなど、年度計画の項 目を達成したことから、Ⅲ評価とする法人の自己評価を妥当と判断。

## (2) 評価にあたっての意見、指摘等

大阪市民病院機構が材料費率を下げている。府市で情報交換をすべきではないか。